

【令和6年4月1日制定】

安全就業におけるペナルティ措置の取扱い

公益社団法人尼崎市シルバー人材センター安全就業基準第14条の規定によりペナルティ対象と判定された会員に対するペナルティ措置の取扱いについて、次のとおり定める。

1 ペナルティ措置及び警告書による通知等

(1) 傷害事故又は賠償責任事故の区分ごとに、次の各号に掲げる事故の回数に応じ、当該号に定める措置を行う。

ア 1回目 始末書の徴取及び嚴重注意

イ 2回目 就業停止1か月

ウ 3回目 就業停止又は職種変更

(2) 警告書は、(様式1)により措置の内容を会員に通知する。

(3) 就業停止又は職種変更は、警告書に記載した仕事の種類について行う。

2 重大な事故の取扱い

(1) 傷害事故又は賠償責任事故において、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事故が1回目であっても、重大な事故として2回目の事故として取扱う。

ア 傷害事故にあつては、会員の入院期間が1か月以上である場合

イ 賠償責任事故にあつては、センターの賠償額が50万円以上である場合

ウ 会員の故意又はこれに類似する事故とセンターが判断した場合

(2) 事故の回数は、傷害事故又は賠償責任事故の区分ごとに累積していくものとする。ただし、会員が事故を起こした日から1年間事故を起こさなかったときは、それまで累積していた事故の回数はリセットする。

3 賠償額に係る負担金の算定等

(1) 賠償責任事故の違反において、次の各号に掲げる区分に応じ、事故を起こした会員に当該号に定める額の負担金（その額が5万円を

超えるときは、5万円)を負担させる。この場合において、センターは、賠償責任事故に係る負担金指示書(様式2)により負担金の額を会員に通知する。

ア 1項目違反 負担なし

イ 2項目違反 センターの賠償額の10%に相当する額

ウ 3項目違反 センターの賠償額の25%に相当する額

エ 4項目以上違反 センターの賠償額の50%に相当する額

(2) 共同作業中の事故については、原則として当該作業に従事していた会員の連帯責任とする。

(3) センターが契約している賠償責任保険の対象とならない事故等に係る賠償額は、会員の負担とする。